

資料

1 用語解説

あ行	用語解説	初出
M字カーブ	女性の労働力率において、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという特徴を示したものの。	P8
か行	用語解説	初出
カリキュラム	幼稚園の教育目標を達成するために、子どもの発達段階や学習能力に応じて、順序だてて編成した教育内容の計画のこと（教育課程）。	P31
基幹保育所	「子育て支援の充実」と「保育の質の向上」を目指し、地域活動事業や子育て相談、研修会等を行う保育施策の中心を担う公立保育所のこと。	P1
教育・保育施設等	本計画で使用する「教育・保育施設等」とは、認定こども園、幼稚園、保育所をさす。	P1
コーホート変化率法	同じ期間（今回は各年度）に生まれた集団の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も続くものとして人口を推計する方法のこと。	P5
子育て世代包括支援センター	一人ひとりにあった各種子育て支援サービスを紹介するなどの支援を行うため、健康課と子育てサポートセンターを窓口として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制のこと。	P1
国民生活基礎調査	厚生労働行政の企画や運営に必要な基礎資料を得ることを目的に行われる基幹統計調査のこと。	P1
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等を行うために市区町村に設置される支援拠点のこと。	P42
子ども食堂	「子どもが一人でも食事ができる」、「無料もしくは低額で参加できる」、「継続的に開催している」活動の総称。	P65
さ行	用語解説	初出
自己肯定感	自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などのこと。	P22
児童虐待	殴る、蹴るなどの「身体的虐待」、「性的虐待」、家に閉じ込める、食事を与えないなどの「ネグレクト」、言葉による脅し、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）などの「心理的虐待」といった、その監護する児童への保護者の行為のこと。	P17
小1プロブレム	小学校に入学した1年生の子どもが、入学後しばらくしても落ち着かない状態が続き、学校生活が成り立たない状況が継続することのこと。	P34

た行	用語解説	初出
特別支援教育コーディネーター	校内や福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは保護者に対する学校の窓口として、校内の関係者や関係機関との連携協力の強化を図る人のこと。	P40
特別支援教育支援員	学校における日常生活上の介助や学習障害の児童生徒に対する学習支援、注意欠陥・多動性障害の児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行う人のこと。	P40
な行	用語解説	初出
認定こども園	幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ教育・保育施設等で、保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる等の特徴がある。	P30
は行	用語解説	初出
ハイリスク妊婦	胎児（新生児）・母体のいずれかまたは両者に重大な危険性が予想される妊婦のこと。	P48
保育指針等	保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領。これらは、幼児教育を担うそれぞれの施設における教育又は保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたもので、関係府省がおのおの告示している。これらには共通して、幼児教育を終える頃に子どもの資質・能力がどのような姿で現れるかを明確化した「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として10項目が示されている。	P31
貧困の連鎖	低所得世帯の子どもたちが将来低所得者になる可能性が高く、貧困から抜け出すことができないこと。	P19
は行	用語解説	初出
幼児教育・保育の無償化	子育て世代の経済的な負担軽減を図り、また、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するために実施する制度のこと。この制度により主に、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子ども利用料が無料となる。	P30

【持続可能な開発目標（SDGs）について】

2015年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことで、2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標とそれを実現するための169のターゲットのことで、

地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対する総合的な取組が示されています。

本計画では、基本方針とSDGsの17の目標との関連性を掲載し、施策実施に取り組んでいきます。

【SDGs 17の目標】

	貧困	<u>1 貧困をなくそう</u> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		不平等	<u>10 人や国の不平等をなくそう</u> 各国内及び各国間の不平等を是正する
	飢餓	<u>2 飢餓をゼロに</u> 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		持続可能な都市	<u>11 住み続けられるまちづくりを</u> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	保健	<u>3 すべての人に健康と福祉を</u> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		持続可能な生産と消費	<u>12 つくる責任つかう責任</u> 持続可能な生産消費形態を確保する
	教育	<u>4 質の高い教育をみんなに</u> すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		気候変動	<u>13 気候変動に具体的な対策を</u> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	ジェンダー	<u>5 ジェンダー平等を実現しよう</u> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		海洋資源	<u>14 海の豊かさを守ろう</u> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	水・衛生	<u>6 安全な水とトイレを世界中に</u> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		陸上資源	<u>15 陸の豊かさを守ろう</u> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	エネルギー	<u>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</u> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		平和	<u>16 平和と公正をすべての人に</u> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	経済成長と雇用	<u>8 働きがいも経済成長も</u> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		パートナーシップ	<u>17 パートナーシップで目標を達成しよう</u> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる
	インフラ、産業化、イノベーション	<u>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</u> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る			

※外務省仮訳より

2 子どもの貧困に関する指標

「子どもの貧困対策に関する大綱」においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、国では、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、子どもの貧困に関する39の指標を設定しています。

本市では、国が示す指標のうち、取得可能な指標について継続的に把握することで、全国及び宮城県との比較分析を行うとともに、貧困の状況把握を行い、今後の施策推進に係る参考とします。

指標	直近値			
	国	県	市	
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	93.7% (平成30年4月1日現在)	90.8% (平成30年4月1日現在)	100.0% (令和2年4月1日現在)	
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1% (平成30年4月1日現在)	6.5% (平成30年4月1日現在)	0.0% (令和2年4月1日現在)	
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	36.0% (平成30年4月1日現在)	27.0% (平成30年4月1日現在)	0.0% (令和2年4月1日現在)	
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)	81.7% (平成28年11月1日現在)	73.8% (平成30年11月1日現在)	85.6% (平成31年度現況届時) ※児童扶養手当受給資格者のみ	
ひとり親家庭の子供の進学率 中学校卒業後	95.9% (平成28年11月1日現在)	97.3% (平成30年11月1日現在)	98.0% (平成31年度現況届時) ※児童扶養手当受給資格者のみ	
スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合	小学校	50.9% (平成30年度)	—	100.0% (令和2年度)
	中学校	58.4% (平成30年度)	—	100.0% (令和2年度)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% (平成30年度)	100.0% (平成30年度)	100.0% (令和2年度)
	中学校	89.0% (平成30年度)	100.0% (平成30年度)	100.0% (令和2年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前 支給の実施状況 (※)	小学校	47.2% (平成30年度)	88.6% (令和元年度)	100.0% (令和2年度)
	中学校	56.8% (平成30年度)	88.6% (令和元年度)	100.0% (令和2年度)
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8% (平成27年)	89.0% (平成30年11月1日現在)	87.8% (平成31年度現況届時) ※児童扶養手当受給資格者のみ
	父子世帯	88.1% (平成27年)	93.9% (平成30年11月1日現在)	89.1% (平成31年度現況届時) ※児童扶養手当受給資格者のみ
子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% (平成27年)	—	5.0% (平成30年子どもの生活に関する実態調査の結果から本市で算定)
	全国消費実態調査	7.9% (平成26年)	—	

※新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況

【国・県】「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合

【市】「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市内小・中学校の割合

3 計画の策定体制

[子ども・子育て会議]

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「子ども・子育て会議」を設置し、委員の方から本計画にかかるご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

■ 子ども・子育て会議における検討状況

開催時期	主な審議内容
第1回（R2.8.28）	<input type="checkbox"/> 多賀城市子ども・子育て支援事業計画 平成31年度実施状況について <input type="checkbox"/> 第2期多賀城市次世代育成支援行動計画（前期計画）の達成状況の評価について <input type="checkbox"/> 第2期多賀城市次世代育成支援行動計画（後期計画）の骨子案について
第2回（R2.11.11）	<input type="checkbox"/> 第2期多賀城市次世代育成支援行動計画（後期計画）素案について
第3回（R3.2.10）	<input type="checkbox"/> 第2期多賀城市次世代育成支援行動計画（後期計画）について <input type="checkbox"/> 特定教育・保育施設等の利用定員について

■子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分		氏名	備考
1	学識経験者		増子 正	東北学院大学教養学部地域構想学科教授
2			磯部 裕子	宮城学院女子大学教育学部教育学科教授
3	市民委員		服部 典子	仙台医療福祉専門学校（社会福祉士）
4			狩野 里絵	双子・三つ子サークル「みらくる☆キッズ」所属
5	子育て関係 事業従事者	幼稚園	村上 秀典	多賀城市私立幼稚園連合会長 多賀城東幼稚園・あずま保育園長
6		教育・保育施設	中鉢 義徳	宮城県保育協議会長 あかね保育所長
7		地域型保育施設 (小規模保育)	黒川 恵子	おおぞら保育園長
8		小学校	丸田 浩之	多賀城小学校長
9		中学校	橋元 伸二	多賀城中学校長
10		高等学校	牛来 生人	宮城県多賀城高等学校長
11	子育て支援 団体	放課後子ども教 室（わくわく広 場）	伊東 清美	山王小学校わくわく広場コーディネーター
12	事業主代表	多賀城工場地帯 連絡協議会	伊藤 光子	ソニーピープルソリューションズ(株) 仙台サイト総務室 渉外担当リーダー
13	労働者代表	多賀城地区労働 福祉連絡協議会	大東 昭裕	東北緑化環境保全(株)環境分析センター 業務管理グループ グループリーダー

任期 令和元年8月26日～令和3年8月25日

[市の策定委員会]

本計画の策定にあたっては、市の関係各課の担当者により構成される「多賀城市子ども・子育て支援施策検討委員会」を設置し、計画の内容について検討してきました。

開催時期	主な内容
第1回（R2.8.18）	<input type="checkbox"/> 多賀城市子ども・子育て支援事業計画 平成31年度実施状況について <input type="checkbox"/> 第2期多賀城市次世代育成支援行動計画（前期計画）の達成状況の評価について <input type="checkbox"/> 第2期多賀城市次世代育成支援行動計画（後期計画）の骨子案について
第2回（R2.10.22）	<input type="checkbox"/> 第2期多賀城市次世代育成支援行動計画（後期計画）素案について
第3回（R3.1.26）	<input type="checkbox"/> 第2期多賀城市次世代育成支援行動計画（後期計画）最終案について

[意見公募手続き]

計画策定を事前に周知し、幅広い意見を反映させるため、市民の皆さまから意見の募集を行いました。

○募集期間 令和3年1月12日から令和3年1月22日

○実施方法 市ホームページに掲載

○募集結果 意見提出なし（市ホームページサイトビュー 149件）